

# 石川県立図書館 サービス計画



石川県  
令和4年7月



# はじめに

---

石川県立図書館は、加賀藩所蔵の資料を一部引き継ぎ、明治45年に兼六園内で開館し、それから100年以上の長きにわたり、県民の図書サービスと県内市町村図書館の振興に努めてきました。昭和41年に金沢市本多町で開館した建物は、建設から半世紀を超えて老朽化が進み、耐震基準を満たしていないことに加え、閲覧スペースが狭く書庫が分散して設置されているなど、図書館としての機能が大きく制約されていたほか、駐車スペースに制約があることなどの課題が顕在化していました。そこで、本県の中核図書館としての機能充実を図るため、十分な敷地面積が見込め、県内全域からのアクセスも良好な金沢大学工学部跡地に移転・建替することとし、平成29年に策定した「新石川県立図書館基本構想」に基づき、ハード・ソフトの両面において様々な工夫を凝らしながら整備を進めてまいりました。そして令和4年7月16日、金沢市小立野の地で開館を迎えることとなりました。

基本構想では、新しい図書館をつくるにあたっての基本コンセプトを、「県民の多様な文化活動・文化交流の場として、県民に開かれた『文化立県・石川』の新たな“知の殿堂”」としています。図書の貸出や閲覧機能だけではなく、公文書館機能・文化交流機能を一体的に備えることで、読書を楽しむという図書館の基本的な機能に加え、県民の文化的な活動・交流の舞台として、知的な活気と賑わいに溢れた空間となることを目指して整備がなされました。

この度完成した図書館では、約30万冊の開架図書、200万冊の収藏能力を誇る書庫に加え、バリエーション豊かな500席もの閲覧席、約400台の駐車場など、近年開館した都道府県立図書館ではトップクラスの環境が整っております。さらには、利用者の身近なニーズに応じたわかりやすい配架がなされたテーマ別エリア、図書を活用した体験によってより深く知識を得ることのできるモノづくり体験スペース・食文化体験スペース、各種イベントも可能な階段ひろばや屋内外広場など、図書の貸出・閲覧にとどまらない各種の機能を取りそろえております。

このサービス計画では、今後10年間の目指すべき方向性として、「思いもよらない本との出会いや体験によって、自分の人生の1ページをめくることができる場所」という基本理念の下、(I) 知的な活気にあふれ、新たな出会いと進歩を後押しする、(II) 県民に寄り添い、県民とともに成長する、(III) 知と文化の象徴として多様な情報を集積する、(IV) 唯一の「県立」として、積極的で幅広い連携・支援・発信を担う、という4つの重点戦略を定めるとともに、その実現に向けた9つの施策をとりまとめました。

新石川県立図書館（愛称 百万石ビブリオバウム）では、このサービス計画のもと、図書館職員が一丸となって、あらゆる県民の皆様に対し、楽しみ、安らぎ、高め、繋げるためのお手伝いをし、来てよかったと思っていただけるようなサービスを提供してまいりたいと考えております。

令和4年7月

石川県立図書館 館長 田村 俊作

# CONTENTS

1	はじめに -----	1
(1)	策定にあたって -----	2
(2)	時代認識-----	4
(3)	サービスで実現される姿 -----	6
2	基本理念と施策体系 -----	7
(1)	基本理念-----	8
(2)	重点戦略-----	9
(3)	施策体系-----	10
3	重点戦略と施策 -----	13
(1)	重点戦略Ⅰ 知的な活気にあふれ、新たな出会いと進歩を後押しする ---	14
(2)	重点戦略Ⅱ 県民に寄り添い、県民とともに成長する -----	16
(3)	重点戦略Ⅲ 知と文化の象徴として多様な情報を集積する -----	18
(4)	重点戦略Ⅳ 唯一の「県立」として、積極的に幅広い連携・支援・発信を担う---	20
4	資料編 -----	23
(1)	沿革 -----	24
(2)	敷地及び建物の概要 -----	25
(3)	貸スペースの概要 -----	27
(4)	組織の概要 -----	28
(5)	石川県立図書館条例（令和4年4月1日施行） -----	29
(6)	石川県立図書館協議会運営要綱（令和4年4月1日施行） -----	34

# 1 はじめに

- (1) 策定にあたって
- (2) 時代認識
- (3) サービスで実現される姿

# (1) 策定にあたって

## 策定の趣旨

本県は、かつて「加賀は天下の書府」と言われた土地柄であり、加賀藩では学問が奨励されていた歴史もあります。明治45年に兼六園内で開館した石川県立図書館は、今年、金沢市本多町から同市小立野へと移転し、その歴史に大きな1歩が刻まれました。

本計画は、こうした本県の知的伝統を受け継ぎながら、近年の公共図書館のあり方にも目を向けつつ、県民の皆様方に日々図書館を活用していただけるよう、館として提供するべきサービスの方向性を示したものであります。本県の新たな“知の殿堂”として、これまで以上に県民の皆様方に寄り添っていくための県立図書館の基本政策とも言えるものです。

## 新図書館の整備

県立図書館の移転・建替えにあたっては、平成29年に策定した「新石川県立図書館基本構想」に基づき、図書の貸出や閲覧機能だけでなく、公文書館機能・文化交流機能を一体的に備え、また、石川が誇る多彩な伝統文化・里山里海の生物文化多様性に関する資料「里の恵み・文化の香り～石川コレクション～」を収集・活用することとされています。こうした機能・取組により、県民の文化的な活動・交流の舞台として、知的な活気と賑わいにあふれる図書館を目指して整備されました。

### 基本コンセプト

県民の多様な文化活動・文化交流の場として、  
県民に開かれた「文化立県・石川」の新たな“知の殿堂”

(新石川県立図書館基本構想(H29.3月))

## 本計画の位置づけ

本計画は、改正図書館法により定めることとされ、平成24年12月に文部科学省より告示された、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（以下、「望ましい基準」と言う。）に基づく「基本的運営方針」に位置づけられるものです。

また、本計画を実行に移すにあたり、具体的取組をまとめた「中期経営プラン」を別に策定することとします。なお、このプランは「望ましい基準」に基づく「事業計画」としても位置付けられるものです。

## 計画期間

本計画が新図書館が開館する令和4年（2022年）7月から令和14年度（2032年度）までを期間とする約10年間の計画とします。また、「中期経営プラン」は令和9年度（2027年度）までを目標年次とした5年間のプランとします。

ただし、進捗状況や新たな課題、図書館を取り巻く環境の変化などを踏まえ、中期経営プランの改定の際に、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

## (2) 時代認識

昭和25年の図書館法（昭和25年法律第118号）制定以降、社会情勢に合わせて公共図書館の役割はその時代ごとに変化してきました。新図書館はそうした変化を踏まえつつ、平成29年策定の基本構想のコンセプトと新たな図書館像に沿って、整備がなされました。新館におけるサービスを考えるにあたっては、基本構想策定以降の社会の変化についても考慮します。

昭和25年  
図書館法施行

昭和35年～  
高度経済成長

昭和55年～  
成熟時代

- 図書の多くが閉架書庫の中にあり、館内閲覧が中心
- 図書館は学生の勉強部屋
- 公園等の静かな場所に立地

- 図書の提供こそ公立図書館の使命
- 閲覧席を重視し貸出中心型
- 駅前などわかりやすく集まりやすい場所に立地

- 公共図書館の館数が増加
- 図書館を核にした複合施設も
- 大きな建物と広い駐車場を備えた長時間滞在型に

主な利用者  
高校生や受験生

主な利用者  
主婦や子ども

主な利用者  
多様

都道府県立図書館は知的な雰囲気の空間として公立図書館の中心的存在

都道府県立図書館は市町村立図書館を資料面などでバックアップする役割

図書館の役割

公文書館の動き [ 昭和46年  
国立公文書館 開館 ]

(田村俊作 慶應大学名誉教授作成資料を一部参考)

平成 12 年～  
デジタル社会

現在～  
地方創生時代・情報化の加速

- 資料の充実
- ホール、展示スペース、飲食施設等の付帯施設の充実

**主な利用者**

多様

利用者の活動領域への入口、そして様々な活動の拠点としての新たな価値の創出

都道府県の各部局や機関と連携し、ビジネス支援や観光支援など、自らが持つ資源を活かしたサービスを開始

平成 11 年  
国立公文書館法 施行

- ① I C T 化の進展  
時間と距離を超えた情報のやり取り
- ② ニーズの多様化・高度化  
利用者の様々な活動に対応できる場
- ③ 個性の時代  
多様な価値観を持つ個人が共存・参画する社会
- ④ 地方創生の時代  
多様な主体による連携、文化の継承・発展

**新たな図書館像**

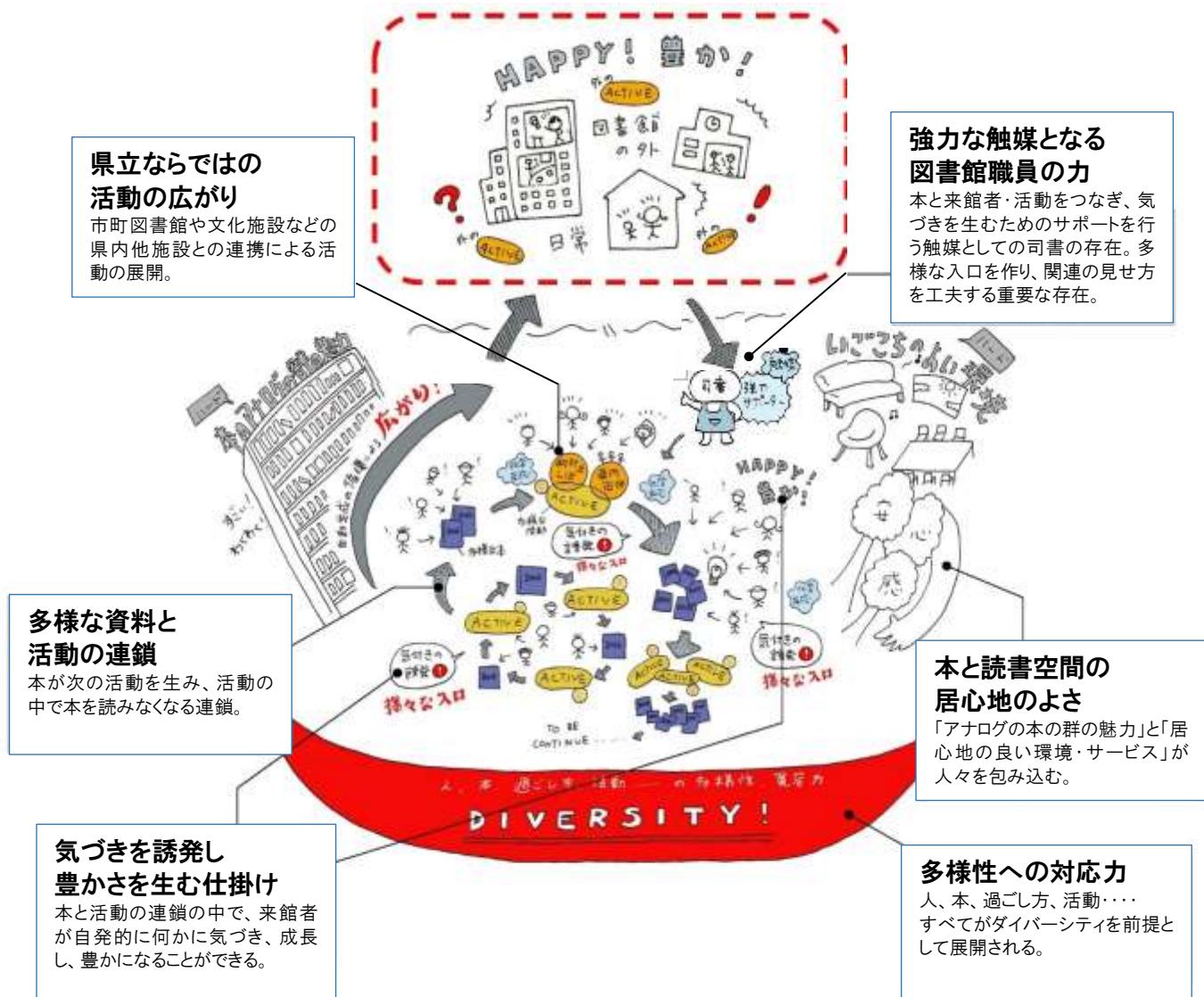
- ◇ 知的な活気と賑わいにあふれたアクティブな図書館
- ◇ 石川の豊かな文化・歴史の未来への架橋となる図書館
- ◇ 県民のパートナーとして共に成長する図書館
- ◇ 知と文化の象徴としての図書館

※基本構想(H29)より

- ⑤ 読書バリアフリー法施行  
図書館アクセシビリティの向上
- ⑥ ニューノーマルへの対応  
感染防止に向けた的確な対応など

### (3) サービスで実現される姿

ICT化の著しい進展や利用者ニーズの多様化といった時代認識を踏まえ、また、基本構想の考え方も踏襲しつつ、図書館サービスによって実現される新図書館の姿をイメージしました。



## 2 基本理念と施策体系

- (1) 基本理念
- (2) 重点戦略
- (3) 施策体系

# (1) 基本理念

県内各地から幅広い県民の皆様に来館いただき、様々な情報サービスの利用ができる、多様な知的可能性に満ちた図書館とし、さらに石川の文化の裾野の拡大と一層の高みへと導くため、知識・情報面から「文化立県・石川」を支える図書館を目指します。そして、そのための道標とも言うべき本計画における基本理念を以下のとおり定めます。

**思いもよらない  
本との出会いや体験によって、  
自分の人生の1ページを  
めくることができる場所。**

これは、「新しい石川県立図書館ならではの体験」の魅力を伝えつつ、多様な利用の仕方を許容する、新図書館のコミュニケーションワードでもあります。この基本理念に基づき、図書館で来館者が享受できる価値を訴求していきます。

## —図書館で来館者が享受できる価値—

「思考」	自分の心動くものがつながる、思考が柔らかくなる
「きっかけ」	行動のスイッチが入る、自分と世界がつながる
「視野」	明日が楽しみになる、世界の見え方が変わる
「成長」	自分が動き出す、進歩を実感できる

## (2) 重点戦略

基本理念に基づき、大きく4つの重点戦略を設けました。重点戦略では、「図書館ならではの思いもよらない出会い（セレンディピティ）を追求すること」「情報リテラシーを養い、自分で行動するという能動的な行為の良さを追求すること」「『こうあるべき』を強要しない、多様性への許容を内包した選択肢を提供すること」を念頭に置きました。また、図書館職員がいつでもこの戦略に立ち返ることができ、内部の認識共有ができる表現にしました。

### 重点戦略Ⅰ

知的な活気にあふれ、新たな出会いと進歩を  
後押しする

### 重点戦略Ⅱ

県民に寄り添い、県民とともに成長する

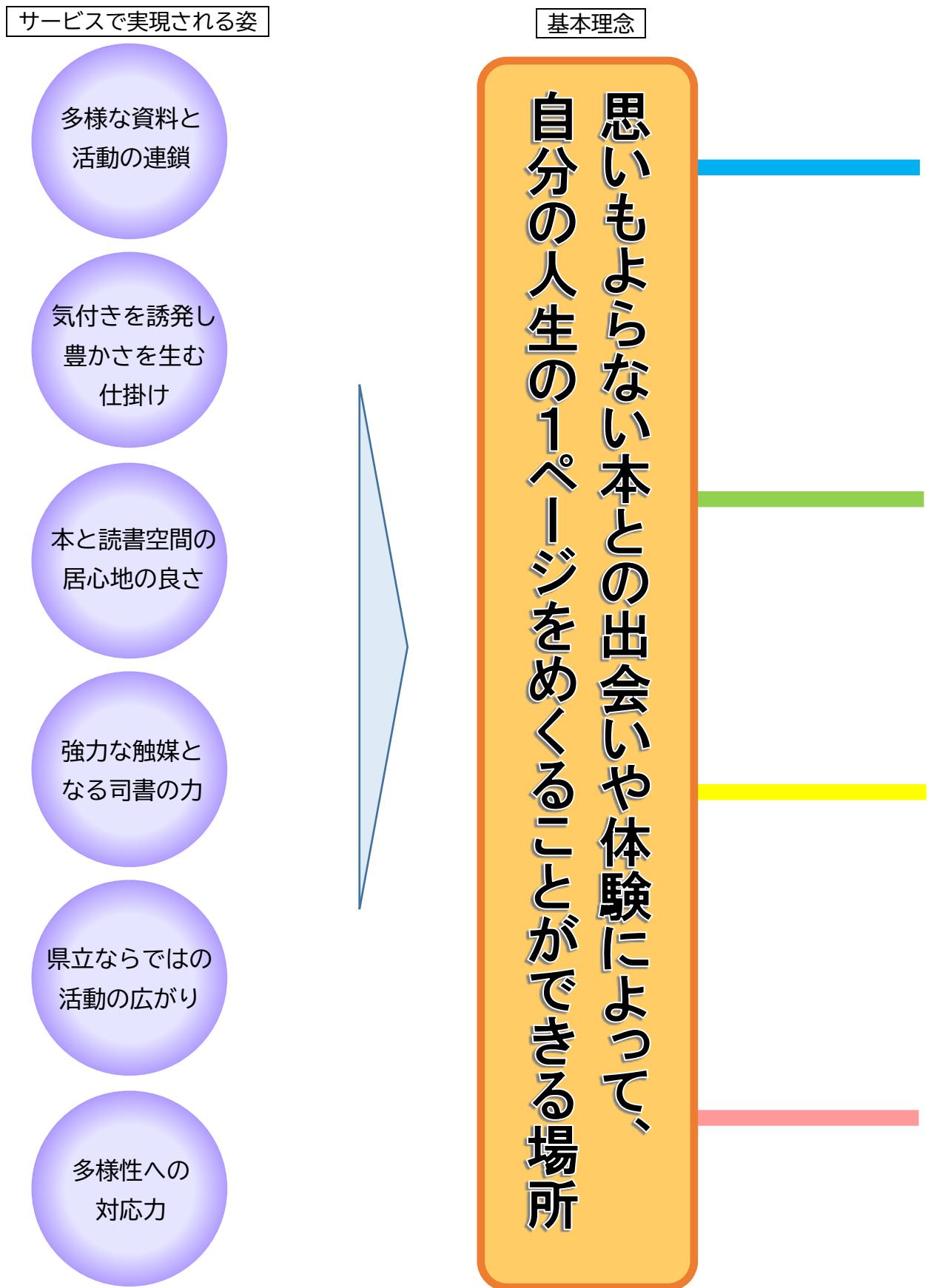
### 重点戦略Ⅲ

知と文化の象徴として多様な情報を集積する

### 重点戦略Ⅳ

唯一の「県立」として、積極的で幅広い  
連携・支援・発信を担う

### (3) 施策体系



4つの重点戦略

9つの施策

I 知的な活気にあふれ、  
新たな出会いと進歩を  
後押しする

- ① 知識を深め、アウトプットに役立つ場・体験の提供
- ② 多くの県民を惹きつける魅力的なイベントや企画展の実施

II 県民に寄り添い、  
県民とともに成長する

- ③ 県民が抱えるライフステージ上の悩みや課題へのサポート
- ④ 幅広い利用者に対応した多様なサービスの提供
- ⑤ 図書館を支えるハイレベルな職員の養成

III 知と文化の象徴として  
多様な情報を集積する

- ⑥ 石川ならではの情報を含む多様な資料の収集・整備
- ⑦ 快適な情報へのアクセスと閲覧環境の提供

IV 唯一の「県立」として、  
積極的で幅広い  
連携・支援・発信を担う

- ⑧ 県内の図書館や学校の支援、高等教育機関や文化施設等との連携・支援
- ⑨ 効果的で訴求力のある広報の展開



### **3 重点戦略と施策**

- (1) 重点戦略Ⅰ**
- (2) 重点戦略Ⅱ**
- (3) 重点戦略Ⅲ**
- (4) 重点戦略Ⅳ**

# 知的な活気にあふれ、 新たな出会いと進歩を 後押しする

文化的な交流の場と機会を提供することで、本と体験を連動させ、幅広い知識・人・活動との出会いを創出します。いつも何かやっている図書館として、人が集い、知的な活気に満ちあふれ、「知る楽しさ」を実感できる場とします。県立図書館がきっかけとなり、自主的な文化活動につながり、その活動から新たな文化的活動や交流が生まれ、広がる場を目指します。

施策

1

## 知識を深め、アウトプットに 役立つ場・体験の提供

○本と連動させたモノづくり体験やデジタルファブリケーション体験などを提供します。

○石川コレクションのデジタルデータなどを有意義に活用し、アウトプット体験につなげます。

○本と連動させた食文化体験を提供し、石川の食文化への理解を深めます。

○屋外こどもエリアであるおはなしの森で、観察会や実際の耕作作業を行うことで、子どもたちに生の体験を提供します。

○県民の活動の発表の場とするため、図書館の諸室の貸館を行います。

## 多くの県民を惹きつける魅力的な イベントや企画展の実施

○普段図書館に馴染みのない方々にも来館いただけるよう、階段ひろば・屋内外ひろば、研修室などの各種講演会や音楽会などの多彩なイベントを誘致・開催し、知的な賑わいにあふれた図書館を目指します。

○利用者の潜在的な興味を喚起し、テーマ別エリアで実際に本を手に取ってもらえるよう、「身近な関心事」に訴えかける展示を行います（本との出会いの窓）。

○研修室などにおいて、各種学会やワークショップなどを誘致・開催することで、知的な賑わいにあふれた図書館を目指します。

○図書館利用者の裾野の拡大に向け、閲覧エリア内で魅力的な企画展を企画・実施します。

# 県民に寄り添い、 県民とともに成長する

子育てをはじめ、暮らしや仕事など、日常生活における悩みや課題を自ら解決しようとする方をしっかりと支えていくことは図書館の使命でもあります。県民の皆様の知恵袋としての役割を担うため、多様な利用者に応じた幅広い対応と資料の整備を行うことに加え、司書を含む図書館職員のレベルアップを図り、キュレーション能力やあらゆる事象への対応力の向上を図ります。

施策

3

## 県民が抱えるライフステージ上の 悩みや課題へのサポート

○県民のニーズに応じた12のテーマを設定し、従来の図書館の分類にとらわれないわかりやすい配架を行うことで、図書館を使い慣れていない方にも気軽に利用いただけるようにします（テーマ別エリア）。

○情報収集に役立てていただくための参考資料やデータベースを充実させ、わかりやすく提供します。

○医療・健康に関する情報を充実させ、わかりやすく提供します。

○利用者の情報収集の手助けとなるレンズサービスを提供します。また、電話やメールでも受け付けるなど利便性に配慮します。

○大学などの高等教育機関や各種専門機関を的確に紹介（レフェラルサービス）するほか、連携したイベントを行います。

○図書館を隅々まで活用していただけるよう各種講座を開催するなど、利用者の情報リテラシーの向上を目指します。

施策

4

## 幅広い利用者に対応した 多様なサービスの提供

○子どもに読書に親しんでもらうため、広いこどもエリアを設けるほか、その年に発刊される児童書の全点を収集します。

○学生や社会人などの会議、個人の自主学習など、あらゆる利用者のニーズを満たす場の提供に努めます。

○視覚障害のある方、肢体不自由の方、高齢の方などに対応した資料を整備するほか、サピエ図書館の導入など、ユニバーサルサービスの提供に努めます。

施策

5

## 図書館を支える ハイレベルな職員の養成

○各種研修や他機関との連携により、司書を含む職員のキュレーション能力の向上を図ります。

○適切な蔵書構築や時機を捉えた企画展の開催、情報の効果的な発信等に資するよう、世の中の動向を的確に把握・評価できる職員を養成します。

○よりよい図書館づくりのため、利用者からの声を聴き、日々のサービスの提供に活かします。

○歴史的公文書をはじめとした価値ある資料を適切に管理できるよう、職員の資料管理能力の向上を図ります。



## 知と文化の象徴として 多様な情報を集積する

本県の知的・社会基盤の象徴として、多様な図書はもちろん、雑誌などの逐次刊行物のほか、紙の形をとらない視聴覚資料、デジタルデータなど県立の図書館にふさわしい幅広い蔵書を取りそろえます。特に、石川にゆかりのある郷土資料は網羅的に収集するほか、貴重書、歴史的価値のある公文書なども体系的に保存・管理します。そして、こうした資料をできる限りわかりやすく提供するほか、多様な閲覧環境を設えるなど、利用者の皆様の使い勝手を第一に考え、様々な工夫を凝らします。

施策

6

### 石川ならではの情報を含む 多様な資料の収集・整備

- 都道府県立図書館でもトップレベルとなる、30万冊の開架図書を揃えます。
- 一般図書のほか、逐次刊行物、行政刊行物、視聴覚資料、博物資料、電子資料等、幅広い資料を収集します。
- 伝統文化、里山里海・生物文化多様性に関する資料（里の恵み・文化の香り～石川コレクション～）を重点的に収集します。
- 石川県にゆかりのある資料を網羅的に収集します。
- 古文書・絵図・古典籍などの価値ある資料を貴重書庫で適切に保存し、後世に伝えます。
- 歴史的価値のある公文書について、適切に保存し、提供します。
- すべての所蔵資料に対し、長期的な目線に立って体系的に管理します。
- 利用者の皆様から、蔵書についての意見やリクエストを受け付けます。

## 快適な情報へのアクセスと 閲覧環境の提供

- 図書館が所蔵するあらゆる資料に対する一元的な検索を可能とします。
- 利用者が目的の資料に容易にアクセスできるよう、ハード・ソフト両面で工夫を凝らします。
- 資料のわかりやすい配架に努めます。
- ウェブサイトを活用し、わかりやすく、訴求力のある資料の提案を行います。
- ＩＣＴの活用により、貸出・返却や予約などの処理の効率化を図り、利用者の利便性を向上します。
- 石川に関する価値ある資料のデジタルアーカイブ化を進め、利用者が気軽に高品質なデータを活用できる体制を整えます。
- 魅力的な閲覧席をはじめ、グループ学習のための部屋、静寂な環境の部屋など、多彩な閲覧環境を提供します。
- 館内全域でWi-Fi環境を整え、利用者自身の情報機器が使いやすい図書館にします。
- 感染症対策を徹底します。

# 唯一の「県立」として、 積極的で幅広い 連携・支援・発信を担う

本県で唯一の「県立」の図書館として、県内の市町立図書館、高等教育機関、各種文化施設との連携を深めるとともに、それらを有機的に結び付けて相互の利用促進につなげます。また、学校図書館の支援にも力を入れます。幅広い県民の皆様に利用していくため、様々な媒体を活用した効果的な広報を展開します。

施策

8

## 県内の図書館や学校図書館の支援、高等教育機関や文化施設等との連携・支援

○県内の図書館の蔵書を一元的に検索できる横断検索のほか、相互貸借・遠隔地資料の搬送サービス等の提供など、県内図書館との連携による利便性向上を図ります。

○県内の学校図書館の支援のための資料を整備します。

○県立美術館や歴史博物館、自然史資料館などの文化施設と連携したイベント・企画展を実施し、本県文化の発展にも貢献するほか、関連情報の提供を行います。

○大学等の高等教育機関との連携構築を図り、相互利用につながる企画を実施します。

## 効果的で訴求力のある 広報の展開

- 図書館報のほか、ウェブサイトをはじめとした様々な媒体による機動的で効果的な広報を行い、県立図書館の魅力をPRします。
- 新たな資料や知識との出会いを演出し、好奇心を刺激するウェブサイトづくりを行います。
- 他機関との連携による情報発信を行い、相乗効果を狙います。



## 4 資料編

# (1) 沿革

S41	現図書館開館（S57 増築）
H2	石川県立図書館整備基本構想
H23. 3	金沢大学工学部跡地利活用検討委員会意見とりまとめ
H27. 12	工学部跡地への移転を議会で公表
H28. 3	石川県長期構想可決（移転建て替えを明文化）
H28. 8～H29. 2	新石川県立図書館基本構想検討委員会
H29. 3	新石川県立図書館基本構想策定
H29. 5	基本設計委託
H30. 8	実施設計委託
H30. 12	跡地取得
R元. 10	起工式
R3. 11	図書館（本多町）休館 移転準備作業本格開始
R3. 12	建物本体完成 見学ツアー実施
R4. 1	資料の移転搬送開始
R4. 3	建物本体竣工式 見学ツアー第2弾実施
R4. 4	県立図書館の知事部局への移管、本多町から小立野への移転
R4. 7	図書館（小立野）開館

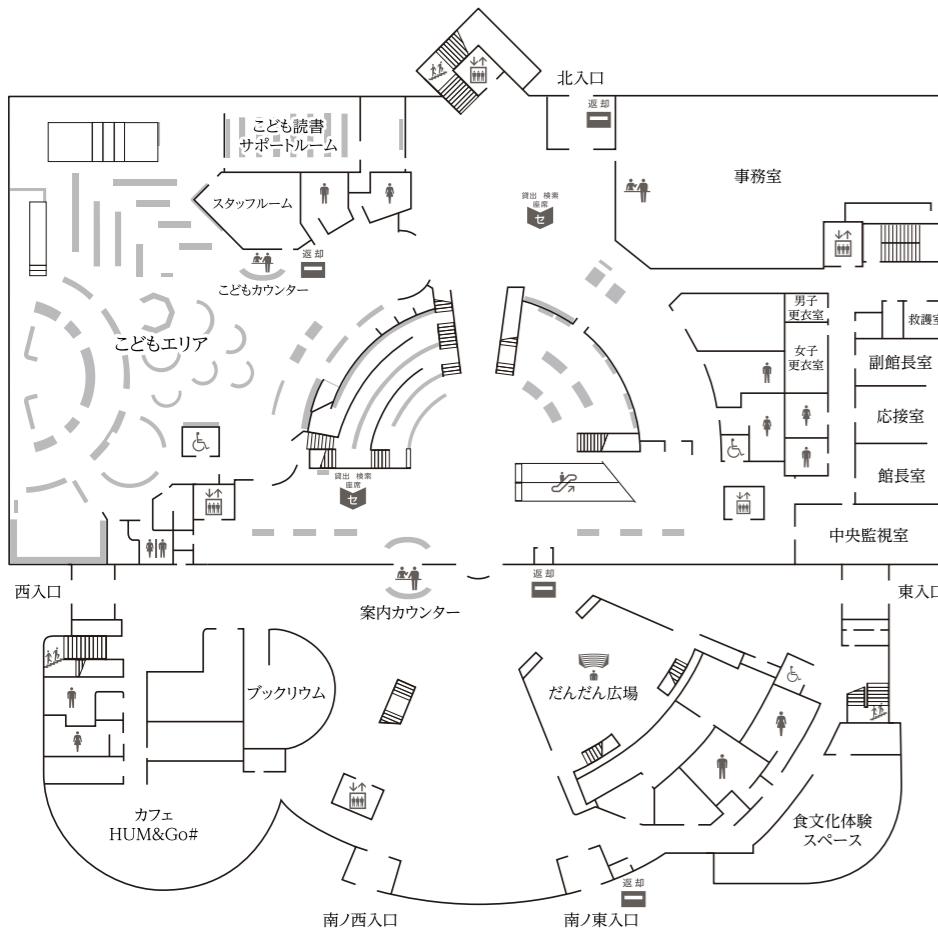
# (2) 敷地及び建物

○敷地面積	32, 878. 21 m <sup>2</sup>
○建物概要	構造 地上4階地下1階 鉄骨造 コンクリート充填鋼管構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
	建築面積 8, 055. 05 m <sup>2</sup>
	延床面積 22, 720. 81 m <sup>2</sup>

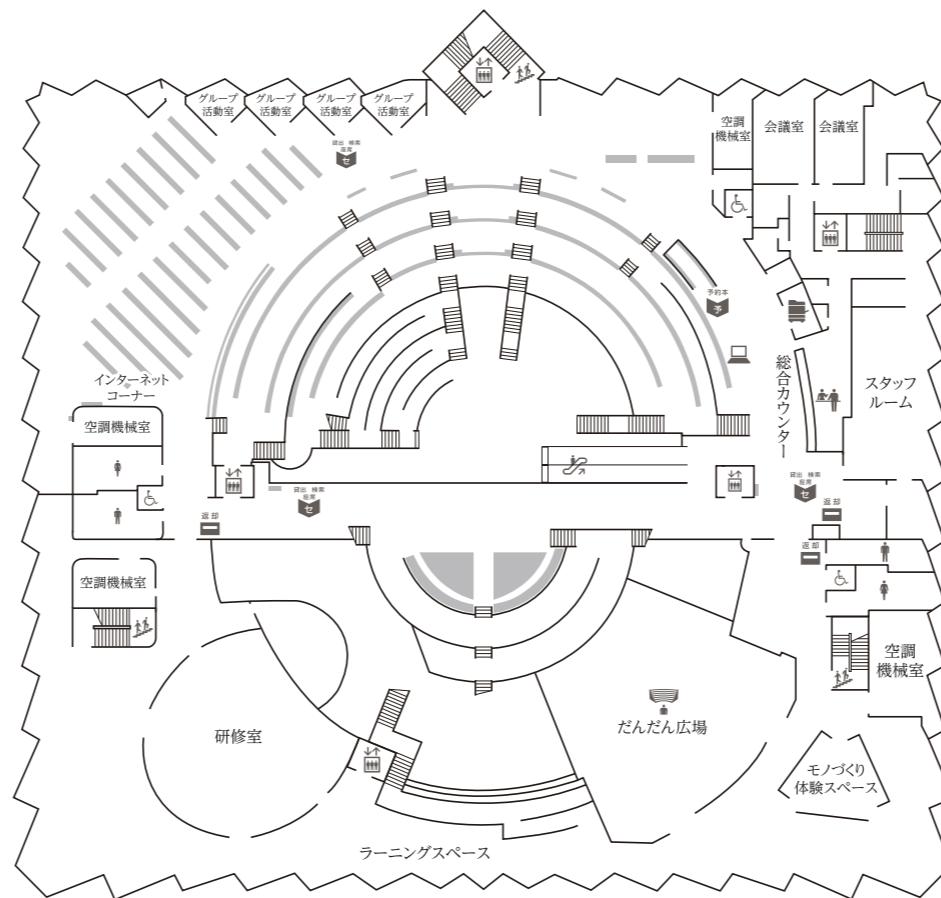
○館内図

次ページのとおり

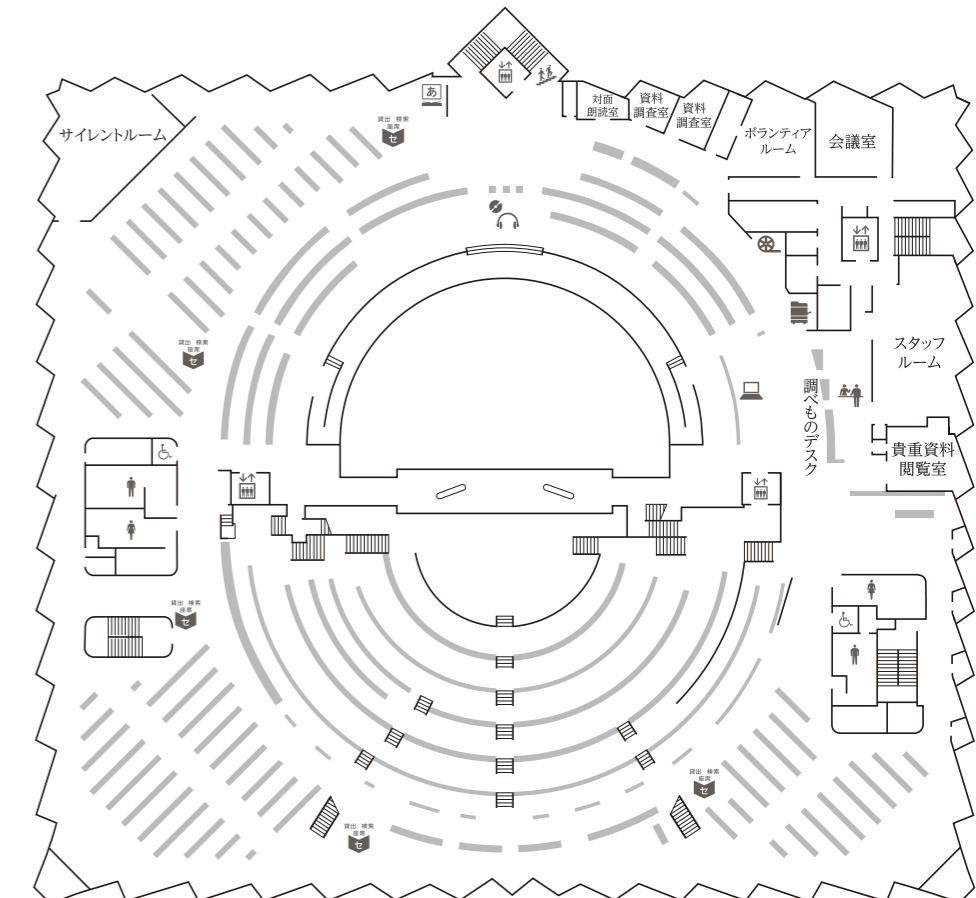
1F



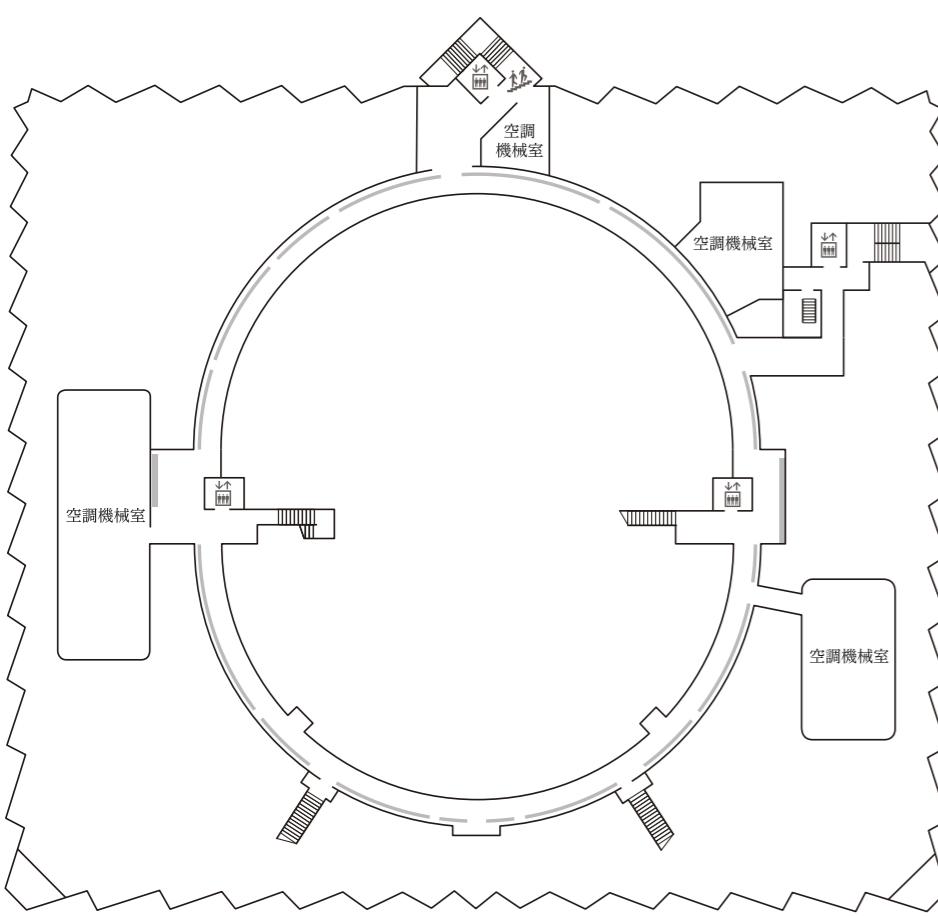
2F



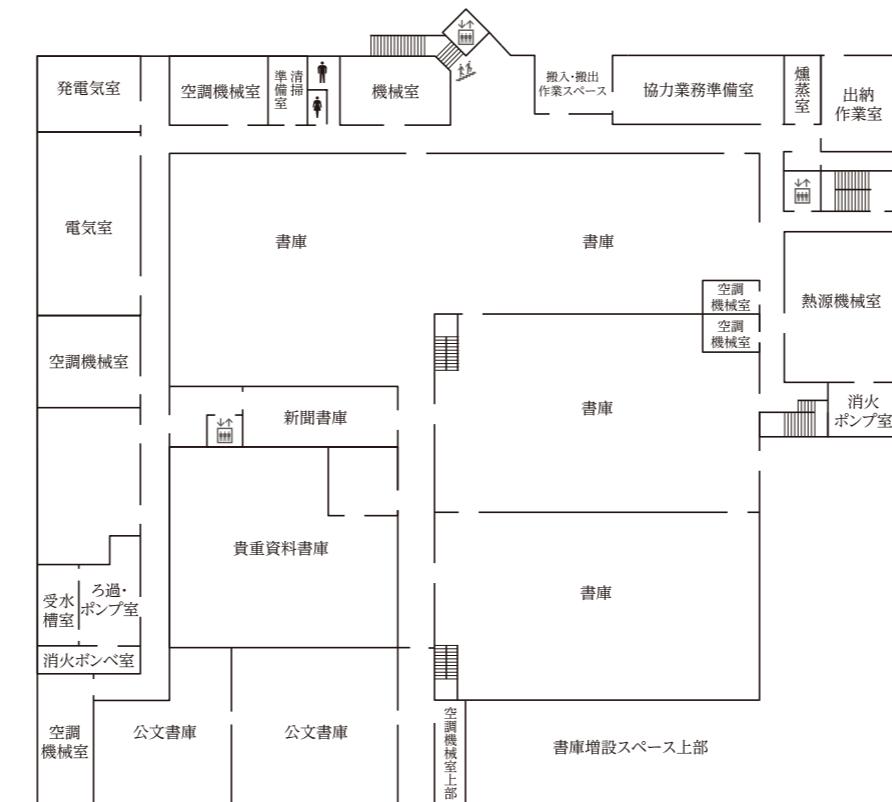
3F



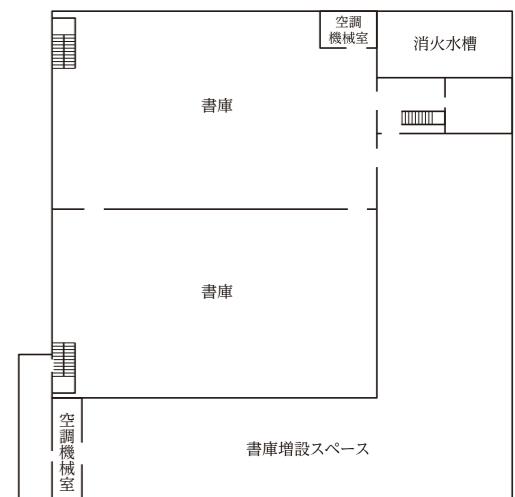
4F



B1F



B2F



- |               |           |                |
|---------------|-----------|----------------|
| ● カウンター       | ● 検索機等    | ● マイクロフィルムコーナー |
| ● 返却ポスト       | ● 予約本コーナー | ● 視聴覚コーナー      |
| ● 貸出・検索・座席予約機 | ● 複写コーナー  | ● 拡大読書器        |

### (3) 貸スペース概要



#### 主な設備

##### 【研修室・だんだん広場】

会議机／椅子(※)／スクリーン  
プロジェクター／スピーカー／マイク  
ホワイトボード  
※は研修室のみ  
【食文化体験スペース】  
IH3ツロコンロ(講師用)／卓上IH調理機  
電子レンジ／炊飯器／ミキサー／冷蔵庫  
調理器具一式／食器／カラトリー／モニター

#### 利用時間

##### 【閲覧エリア】

平日9:00～19:00 土日祝9:00～18:00

##### 【文化交流エリア】

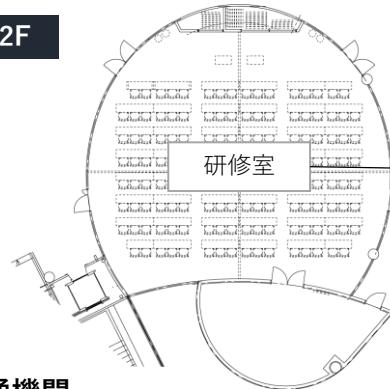
平日9:00～21:00 土日祝9:00～18:00

毎週月曜日 休館 (祝日の場合その翌日)

年末年始 (12月28日～1月3日) 休館

特別整理期間 休館

#### 2F



#### 交通機関

JR金沢駅からバス約30分

香林坊からバス約20分

北鉄バス「石川県立図書館」

または「崎浦・県立図書館口」で下車

#### 飲食関係施設

「カフェ HUM & Go #」

店内 40席 テラス 16席

#### 駐車場

400台 最初から30分無料以後30分100円

(館内での割引処理で3時間無料)

#### 貸出受付開始日

使用日の6ヶ月前の月初

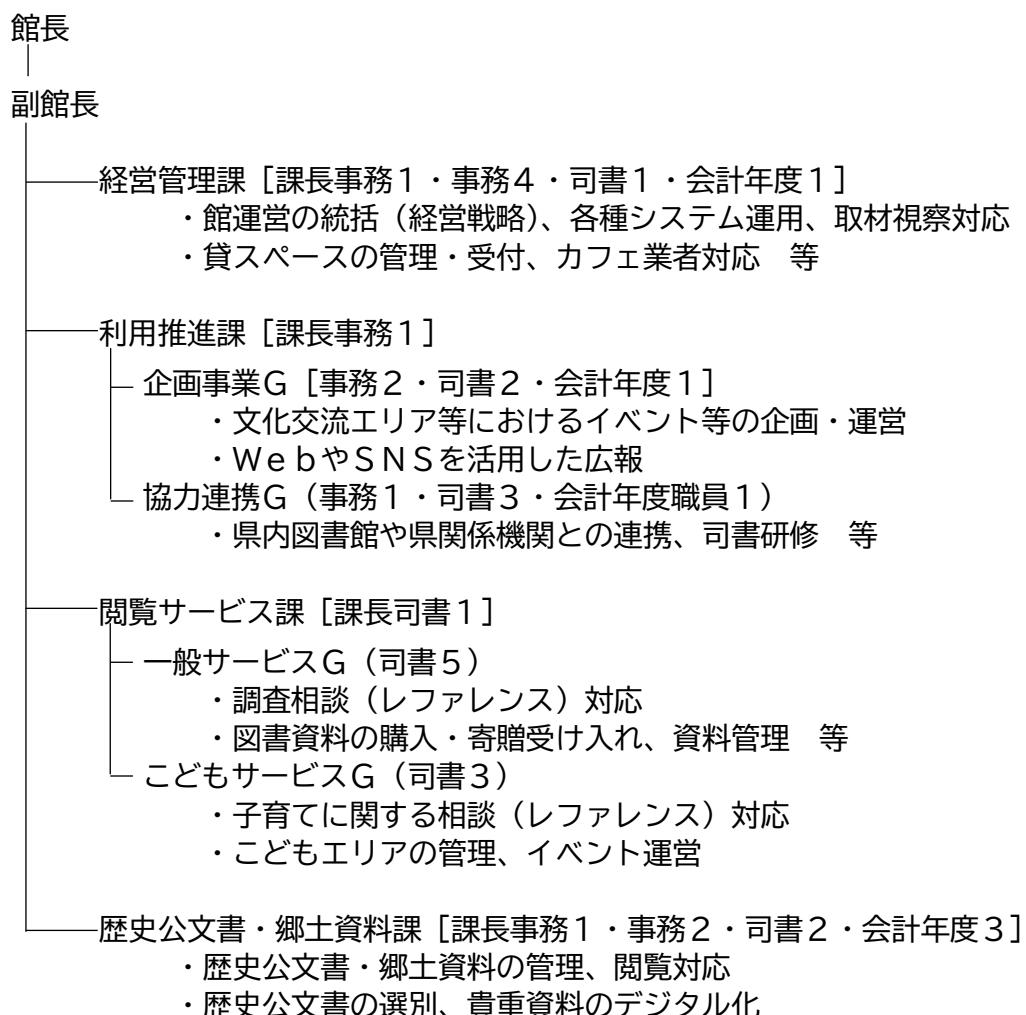
#### 駐用料金

会場名	階	面積 (m <sup>2</sup> )	収容能力 (人)	利用料金			
				9時～12時	13時～17時	18時～21時	全日
だんだん広場	1～2	約300	140	9,690円 9,690円	12,920円 12,920円	9,690円 —	32,300円 22,610円
食文化体験スペース	1	約100	24	3,330円 3,330円	4,440円 4,440円	3,330円 —	11,100円 7,770円
研修室 (全体)	2	約220	140	7,080円 7,080円	9,440円 9,440円	7,080円 —	23,600円 16,520円
研修室 (1/2)	2			3,540円 3,540円	4,720円 4,720円	3,540円 —	11,800円 8,260円
研修室 (1/4)	2			1,770円 1,770円	2,360円 2,360円	1,770円 —	5,900円 4,130円
屋外広場	全体	約1000		—	—	—	53,000円
	1/2	約500		—	—	—	26,500円

## (4) 組織

- 従来の図書館にはなかった、賑わい創出につながる新しいサービスの提供には、正規職員を増員して対応。
- 規模拡大に伴う閲覧サービスの増大に対しても、正規職員をしっかりと措置しつつ、従来は嘱託職員が行っていた業務は、効率化の観点から、可能な限り委託化や機械化により対応。
- 4課体制へ拡充。
  - ①図書館の運営を統括し、経営戦略を担う経営管理課
  - ②文化交流エリアと閲覧エリアを有機的に結び付け、賑わいを創出する利用創出課
  - ③閲覧エリアを統括し、利用者の調査相談（レファレンス）に対応する閲覧サービス課
  - ④歴史公文書と郷土資料のワンストップサービスを提供する歴史公文書・郷土資料課

### 【図書館（知事部局：県民文化スポーツ部）】[37人]



カウンター・資料受入・資料搬送は民間事業者へ委託

# (5) 石川県立図書館条例

## (設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条第一項、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十条及び公文書館法(昭和六十二年法律第百十五号)第五条第二項の規定により、県民の文化と教育の発展に寄与するため、石川県立図書館(以下「図書館」という。)を金沢市に設置する。

## (事業)

第二条 図書館は、前条に規定する設置の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 図書館法第三条各号に掲げる事項に関すること。
- 二 歴史公文書(公文書(石川県情報公開条例(平成十二年石川県条例第四十六号。以下本則において「情報公開条例」という。)第二条第二項に規定する公文書をいう。以下同じ。)のうち、知事が別に定める基準により選別した歴史資料として重要な公文書であって図書館において保存するもの及び知事以外の実施機関(情報公開条例第二条第一項に規定する実施機関をいう。以下同じ。)が別に定める基準により選別した歴史資料として重要な公文書であって知事に移管して図書館において保存するものをいう。以下同じ。)を保存し、展示し、及び一般の利用に供するとともに、これに関連する調査研究に関する事。
- 三 県民の交流促進やふるさとの文化の理解促進等の文化・交流に関する事。
- 四 別表に掲げる施設(以下「研修室等」という。)を一般の利用に供すること。
- 五 その他前各号に掲げる事業に附帯すること。

## (使用の承認)

第三条 研修室等を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、研修室等を使用しようとする者が次のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる。
  - 一 図書館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
  - 二 図書館の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

## (施設使用料)

第四条 知事は、前条第一項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)から、施設使用料を徴収する。

- 2 施設使用料の額は、別表のとおりとする。

## (施設使用料の納付等)

第五条 施設使用料は、前納しなければならない。ただし、知事は、相当の理由があると認めるときは、施設使用料の全部又は一部を後納させることができる。

- 2 既納の施設使用料は、返還しない。ただし、知事が返還することを相当と認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。
- 3 知事は、特に必要があると認めるときは、施設使用料を減免することができる。

## (使用権の譲渡等の禁止)

第六条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

## (使用承認の取消し等)

第七条 知事は、使用者が次のいずれかに該当する場合には、第三条第一項の承認を取り消し、又は研修室等の使用を停止させることができる。

- 一 第三条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 承認の条件に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。
- 三 虚偽の申請により承認を受けたことが判明したとき。
- 四 前条の規定に違反したとき。

2 知事は、図書館の管理上の必要によりやむを得ないときは、第三条第一項の承認を取り消し、又は研修室等の使用を停止させることができる。

(歴史公文書の保存等)

第八条 知事は、歴史公文書について、第十七条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、図書館において永久に保存しなければならない。

- 2 実施機関は、歴史公文書を図書館に引き渡すときは、当該歴史公文書について、次条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして図書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。
- 3 知事は、歴史公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用が確保できる場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じて保存しなければならない。
- 4 知事は、歴史公文書に個人情報（石川県個人情報保護条例（平成十五年石川県条例第二号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。以下この項において同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 知事は、歴史公文書の分類、名称その他の歴史公文書の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(歴史公文書の利用請求及びその取扱い)

第九条 知事は、歴史公文書について利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

- 一 情報公開条例第七条各号（第五号及び第六号口からニまでの規定を除く。）に掲げる情報が記録されている場合
- 二 当該歴史公文書の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は図書館において当該原本が現に使用されている場合
- 2 知事は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る歴史公文書が同項第一号に該当するか否かについて判断するに当たっては、別に定める基準により当該歴史公文書が公文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該歴史公文書に前条第二項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参考しなければならない。
- 3 知事は、第一項第一号に掲げる場合であっても、同号に規定する情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(本人情報の取扱い)

第十条 知事は、前条第一項第一号（情報公開条例第七条第二号に掲げる情報が記録されている場合に限る。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、前条第一項第一号に規定する情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている歴史公文書について利用請求があつた場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があつたときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該歴史公文書につき同号に規定する情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十一 条 利用請求に係る歴史公文書に県、国、独立行政法人等（情報公開条例第七条第二号ハに規定する独立行政法人等をいう。）、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求をした者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、知事は、当該歴史公文書を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る歴史公文書の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 知事は、第三者に関する情報が記録されている歴史公文書の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第七条第二号ロ又は第三号ただし書に掲げる情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 知事は、歴史公文書であって第九条第一項第一号に規定する情報（情報公開条例第七条第四号に掲げる情報に限る。）に該当するものとして第八条第二項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該意見を付した実施機関に対し、当該歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 4 知事は、第一項又は第二項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該歴史公文書を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、知事は、その決定後直ちに、当該意見書（第十三条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(利用の方法)

第十二 条 知事が歴史公文書を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により歴史公文書を利用させる場合にあっては、当該歴史公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

(審査請求)

第十三 条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、知事に対し、審査請求をすることができる。

- 2 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。
- 3 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について審査請求があったときは、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開条例第二十二条第一項に規定する石川県情報公開審査会に諮問しなければならない。
  - 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る歴史公文書の全部を利用させることとする場合（当該歴史公文書の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 4 前項の規定により諮問をした知事は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
  - 一 審査請求人及び参加人（情報公開条例第二十条第一号に規定する参加人をいう。以下

この項及び次条において同じ。)

- 二 利用請求をした者（利用請求をした者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 三 当該審査請求に係る歴史公文書の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）  
(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第十四条 第十一条第四項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る利用請求に対する処分（利用請求に係る歴史公文書の全部を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る歴史公文書を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

(利用の促進)

第十五条 知事は、歴史公文書（第九条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(実施機関による利用の特例)

第十六条 知事は、歴史公文書を移管した実施機関が知事に対してそれぞれその所掌事務又は事業を遂行するために必要であるとして当該歴史公文書について利用の申出をした場合には、第九条の規定にかかわらず、当該歴史公文書を利用させることができる。

(歴史公文書の廃棄)

第十七条 知事は、歴史公文書として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

(損害賠償)

第十八条 知事は、図書館の施設、設備又は備品を損傷し、又は滅失した者に対して、その損害を賠償させることができる。

(図書館協議会)

第十九条 図書館法第十四条第一項の規定により、図書館に石川県立図書館協議会（次条及び第二十一条において「協議会」という。）を置く。

第二十条 協議会は、委員十名以内で組織する。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験を有する者その他知事が図書館の運営に資すると認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第二十一条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委任)

第二十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(石川県立図書館協議会に関する条例の廃止)

2 石川県立図書館協議会に関する条例（昭和二十五年石川県条例第三十五号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の石川県立図書館協議会に関する条例第三条の規定により石川県立図書館協議会の委員である者（以下「旧協議会委員」という。）は、この条例の施行の日に、第二十条第二項の規定により石川県立図書館協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものと見なされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日における旧協議会委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(石川県情報公開条例の一部改正)

4 石川県情報公開条例の一部を次のように改正する。

(次のよう省略)

(いしかわ文化振興条例の一部改正)

5 いしかわ文化振興条例（平成二十七年石川県条例第八号）の一部を次のように改正する。

(次のよう省略)

別表（第四条関係）（省略）

# (6) 石川県立図書館協議会運営要綱

## ○ 石川県立図書館協議会運営要綱

石川県立図書館条例（令和4年石川県条例第7号）に基づき、石川県立図書館協議会運営要綱を次のように定める。

### (会議)

第1条 石川県立図書館協議会（以下「協議会」という。）は、必要に応じて石川県立図書館長が招集する。

### (委員)

第2条 協議会委員（以下「委員」という。）は、再任することを妨げない。

2 知事は、その委嘱した委員が次のいずれかに該当するときその他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解嘱することができる。

(1) 心身の故障その他の事由により委員としての職務の執行ができないと認められるとき。

(2) 次条に定める職務上の義務違反があるとき。

### (委員の遵守義務)

第3条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、その地位を利用して政治活動、営利活動又は宗教活動を行ってはならない。

3 委員は、協議会の会議においては、会長の指示に従い、議事の円滑な進行に協力しなければならない。

### (庶務)

第4条 協議会の庶務は、石川県立図書館において処理する。

### (費用弁償)

第5条 委員が職務を行うために要する費用弁償については、石川県附属機関条例（昭和28年石川県条例第27号）の定めるところによる。

### (雑則)

第6条 この規則に定めるもの外、必要な事項は別にこれを定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。